

建設工事等検査要領に関する運用について

- 1 建設工事等検査要領（以下「要領」という。）第5条第2項の規定における検査員のうち、測量、調査、設計、監理等の委託業務の検査員は、当該委託業務を担当する課長補佐級の職員以外で同等以上の職員、又は当該委託業務を担当する課長級の職員以外で同等以上の職員のうちから任命するものとする。ただし、これによりがたい場合は、本庁契約及び本庁施行の委託業務にあっては本庁事業課長が、それ以外の検査にあっては所長が任命することができるものとする。
- 2 要領第15条第3項の規定にいう「修補を要する部分の内容が軽易であると認めた場合」とは、修補に要する時間が検査後7日以内で、かつ、直接工事にかかる費用が50万円未満のものとする。

なお、この場合においては、所長委任工事にあっても修補指示書の写しを所長に提出するものとする。
- 3 上記の場合は、次に掲げる調書等は省略することができるものとする。
 - (1) 修補調書（要領・様式第2）
 - (2) 検査結果通知書（要領・様式第3（その1））
 - (3) 修補完了検査調書（要領・様式第9）
 - (4) 修補完了届（建設工事施行に関する事務取扱要領・様式第79）
 - (5) 修補完了報告書（建設工事施行に関する事務取扱要領・様式第81）
- 4 上記の場合において、修補が完了したときは、当該工事の監督員は、これを確認のうえこの旨を、事務所の当該工事を担当する課長に完了を証することのできる書類、工事写真等を添えて報告するものとする。
 - (1) 本庁契約工事及び特別検査工事にあっては、所属事務所の検査を担当する職員を通じて、当該工事の検査員に修補の完了を報告するものとする。
 - (2) 所長委任工事（特別検査工事を除く。）にあっては、当該工事の検査員に報告するものとする。
- 5 修補完了の報告を受けた検査員は、要領第16条の規定による修補完了の確認を行った後、要領第11条の規定による完成検査の報告をするものとする。
- 6 修補を要する部分の内容が軽易であると認めた場合の修補指示書は、愛知県公共工事請負契約約款第56条に定める「契約不適合責任期間」保存するものとする。

附 則

- 1 従来の要領は廃止する。
- 2 この運用は、平成14年4月1日から運用する。
- 3 この運用は、平成16年4月1日から運用する。
- 4 この運用は、平成31年4月1日から運用する。
- 5 この運用は、令和2年4月1日から運用する。
- 6 この運用は、令和7年4月1日から運用する。